

京都名誉観光大使設置要綱

(目的)

第1条 京都名誉観光大使（以下「大使」という。）は、京都観光のPRを行うことを目的とする。

(役割)

第2条 大使は、前条の目的を達成するために次の役割を担う。

- (1) 京都の魅力発信に関すること。
- (2) その他京都の観光振興に関すること。

(資格)

第3条 大使は、観光大使設置要綱第6条本文の規定による特別観光大使のうち、京都にゆかりがあり、引き続き京都の魅力を発信していただける方から、市長が任命する。

(任期)

第4条 大使の任期は設定しない。

(報酬)

第5条 大使は、無報酬とする。

(事務局)

第6条 大使に関する事務は、京都市産業観光局観光 MICE 推進室が行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(他の要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行する日をもって、観光大使設置要綱（平成10年10月27日産業観光局長決定）を廃止する。
- 3 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。